

## 平成20年度決算に基づく芦別市資金不足比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく芦別市資金不足比率を次のとおり公表します。

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
市立芦別病院事業会計	—	20.0
新城町簡易水道事業特別会計	—	20.0
西芦別地区簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
保健休養施設特別会計	—	20.0

※ 資金不足比率がない場合は「—」と記載しています。

### ●資金不足比率とは？

水道事業、市立芦別病院事業、下水道事業など公営企業における資金不足を料金収入等の規模で示される「事業の規模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況を示したものが資金不足比率です。

資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた場合は、公営企業会計ごとに「経営健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化を図らなければなりません。

$$\text{資金の不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

平成20年度決算に基づく芦別市の公営企業会計の資金不足比率については、水道事業、市立芦別病院事業、新城町簡易水道事業、西芦別地区簡易水道事業、下水道事業及び保健休養施設事業の全ての公営企業について、実質的な資金不足が生じておらず、良好な経営状況となりました。

ただし、市立芦別病院事業においては、単年度収支で2億1,352万7千円の赤字が発生していることから、このままの状態が続けば、近い将来、資金不足が生じ、事業運営に影響を及ぼすことが予想されます。